

【目次】

第441項	瀬戸内海	播磨灘西部、牛窓港南西方	水路測量
第442項	瀬戸内海	高松港東方、屋島湾	小型船操縦訓練
第443項	瀬戸内海	高松港西方、香西港付近	小型船操縦訓練
第444項	瀬戸内海	備讃瀬戸、日比港西方	海難救助訓練
第445項	瀬戸内海	備後灘、大飛島北東方	海上作業
第446項	瀬戸内海	阿伏兎瀬戸、田島東方	海上作業
第447項	瀬戸内海	菊間港北東方	係船施設等点検作業
第448項	瀬戸内海	松山港付近	魚礁設置
第449項	瀬戸内海	呉港、呉区	係留施設設置作業等
第450項	瀬戸内海	広島湾、似島西方	沈船存在
第451項	瀬戸内海	広島湾、厳島南東方	ヨットレース
第452項	瀬戸内海	広島湾、倉橋島西岸	灯台復旧
第453項	瀬戸内海	大島瀬戸、柳井港	航泊禁止区域設定
第454項	瀬戸内海	徳山下松港、第1区	航泊禁止区域設定等
第455項	瀬戸内海	徳山下松港、第3区	浮標移設等

◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

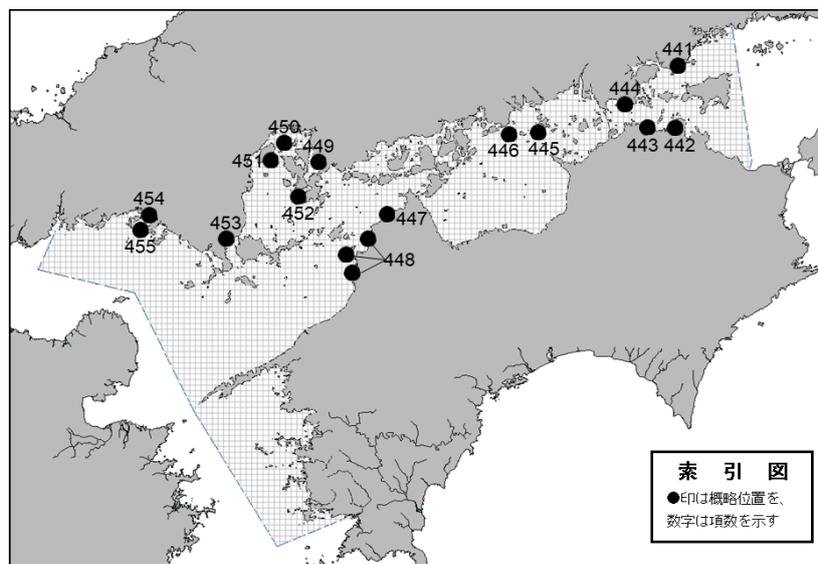
また、航行警報もインターネットで入手できます。

インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

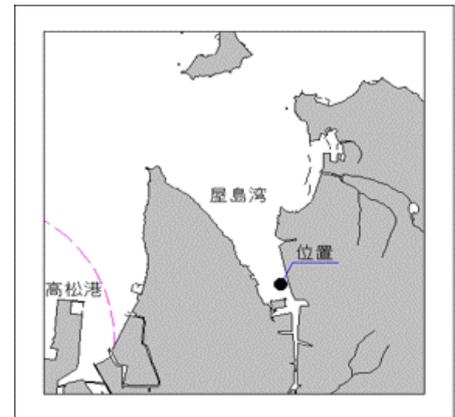


～ 海の事件・事故は 118番へ ～

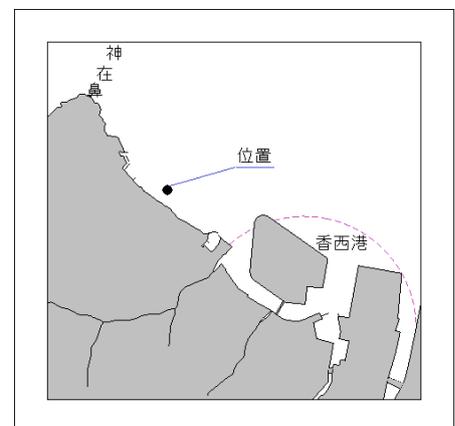
★4年441項 瀬戸内海 — 播磨灘西部、牛窓港南西方 水路測量  
 期間 令和4年9月20日までの内4日間  
 位置 34-35-40N 134-07-25E 付近  
 備考 作業船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚  
 海図 W1114  
 出所 第六管区海上保安本部



★4年442項 瀬戸内海 — 高松港東方、屋島湾 小型船操縦訓練  
 期間 令和4年9月3日～5日、10日、11日、24日、25日  
 の日出～日没  
 位置 34-21-54N 134-07-00E 付近  
 備考 コースを示す浮標を設置  
 海図 W137A-JP137A  
 出所 第六管区海上保安本部



★4年443項 瀬戸内海 — 高松港西方、香西港付近 小型船操縦訓練  
 期間 令和4年9月7日、8日の日出～日没  
 位置 34-21-55N 133-59-05E 付近  
 備考 コースを示す浮標を設置  
 海図 W137A-JP137A  
 出所 第六管区海上保安本部



★4年444項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸、日比港西方 海難救助訓練

期 間 令和4年8月24日の1400～1500  
区 域 34-27-13N 133-53-30Eの地点を中心とする  
半径250mの円内  
備 考 (1) 巡視艇による訓練  
(2) 水泳訓練を伴う  
(3) 警戒船を配置  
海 図 W1122-W137A-JP137A-  
W137B-JP137B  
出 所 玉野海上保安部



★4年445項 瀬戸内海 — 備後灘、大飛島北東方 海上作業

期 間 令和4年9月8日～10月8日(予備日9日～25日)の日出～日没  
区 域 (1)～(4)を結ぶ線、(5)、(6)を結ぶ線及び陸岸により  
囲まれる区域  
(1) 34-20-49N 133-30-03E(岸線角)  
(2) 34-21-49N 133-30-42E  
(3) 34-21-16N 133-31-41E  
(4) 34-20-57N 133-31-18E(岸線上)  
(5) 34-20-50N 133-31-08E(岸線上)  
(6) 34-20-33N 133-30-34E(岸線上)  
備 考 (1) 潜水士による磁気探査作業を伴う  
(2) 作業船は調査台船をえい航する(えい航長約53m)  
(3) 警戒船を配置  
海 図 W130-W137B-JP137B-W1118-W153-JP153  
出 所 第六管区海上保安本部



★4年446項 瀬戸内海 — 阿伏兔瀬戸、田島東方 海上作業

期間 令和4年9月4日～28日(予備日29日～10月8日)の0600～1700

区域 8地点を結ぶ線上付近

- (1) 34-20-23N 133-27-00E(岸線上)
- (2) 34-20-06N 133-27-10E
- (3) 34-19-50N 133-27-07E
- (4) 34-19-41N 133-27-02E
- (5) 34-19-38N 133-26-53E
- (6) 34-20-21N 133-19-38E
- (7) 34-20-28N 133-19-27E
- (8) 34-21-01N 133-19-01E(岸線上)

- 備考 (1) 海底地形調査、磁気探査及び採泥作業等を行う  
(2) 作業船はサイドスキャンソナー及び磁気探査台船をえい航する(えい航長最大50 m)  
(3) 潜水作業を伴う  
(4) 警戒船を配置

海図 W130-W1118-W153-JP153

出所 第六管区海上保安本部



★4年447項 瀬戸内海 — 菊間港北東方 係船施設等点検作業

期間 令和4年9月5日～7日(予備日8日～10月31日)の日出～日没

位置1 34-03-44N 132-51-44E

位置2 34-03-31N 132-51-48E

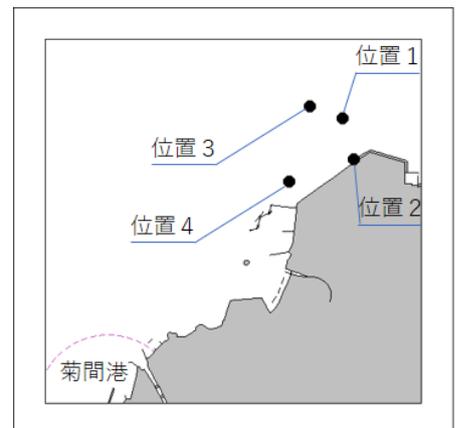
位置3 34-03-48N 132-51-31E

位置4 34-03-24N 132-51-23E

- 備考 (1) 潜水作業を伴う  
(2) 警戒船を配置

海図 W1138-W104-JP104

出所 第六管区海上保安本部



★4年448項 瀬戸内海 — 松山港付近 魚礁設置

位置1	33-57-06N 132-46-04E
備考	角柱形、高さ約0.6 m、7基
位置2	33-53-46.5N 132-39-51.0E
備考	角柱形、高さ約0.6 m、7基
位置3	33-49-06N 132-41-20E
備考	角柱形、高さ約0.6 m、4基
位置4	33-49-03N 132-41-21E
備考	角柱形、高さ約0.6 m、3基
海図	W1124-W164-W141-JP141
出所	第六管区海上保安本部



★4年449項

瀬戸内海 — 呉港、呉区 係留施設設置作業等

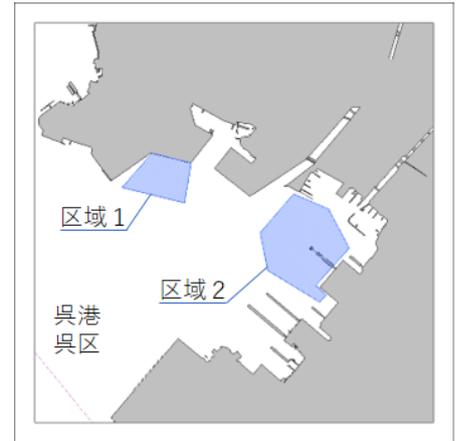
1. 重量物荷役作業

期 間 令和4年8月22日～31日(予備日を含む)  
の日出～日没

区域1 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-14-35N 132-32-22E (岸線角)
- (2) 34-14-23N 132-32-19E
- (3) 34-14-27N 132-31-57E
- (4) 34-14-38N 132-32-08E (岸線角)

備 考 (1) 夜間、作業船は四隅に灯を設置して区域内に停泊し、  
アンカー位置及びアンカーワイヤーが水面下5m  
となる位置に黄色灯付浮標を設置  
(2) 警戒船を配置



2. 係留施設設置作業

期 間 令和4年8月22日～9月10日(予備日を含む)  
の日出～日没

区域2 8地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 34-14-26N 132-32-58E
- (2) 34-14-21N 132-33-10E
- (3) 34-14-10N 132-33-17E
- (4) 34-13-59N 132-33-06E
- (5) 34-13-56N 132-33-09E
- (6) 34-13-54N 132-33-07E
- (7) 34-14-03N 132-32-49E
- (8) 34-14-14N 132-32-46E

備 考 (1) 夜間、作業船は四隅に灯を設置して区域内に停泊し、  
アンカー位置及びアンカーワイヤーが水面下5m  
となる位置に黄色灯付浮標を設置  
(2) 潜水作業を伴う  
(3) 警戒船を配置

3. 潜水作業

期 間 令和4年9月5日(予備日6日～11日)、12日(予備日13日～19日)、  
10月11日(予備日12日～19日)、12月12日(予備日13日～19日)  
の日出～日没

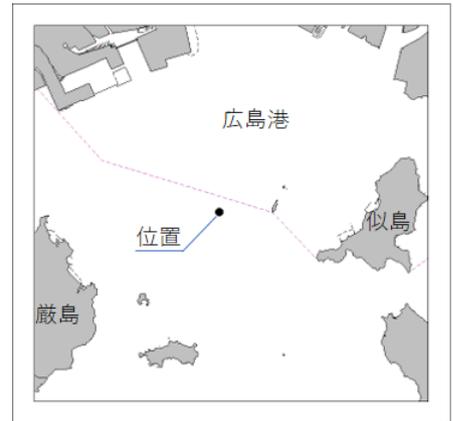
区 域 区域2と同じ

備 考 (1) 係留施設設置後の点検作業  
(2) 警戒船を配置

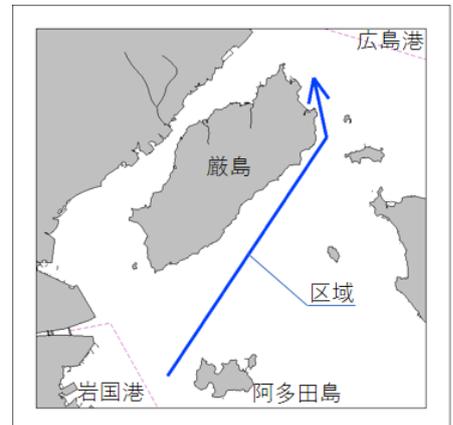
海 図 W1109-JP1109

出 所 呉港長

★4年450項 瀬戸内海 — 広島湾、似島西方 沈船存在  
 位置 34-18-44N 132-23-07E 付近  
 備考 旅客船、長さ約14 m  
 海図 W1112A-JP1112A-W1112B-  
 JP1112B-W142-JP142-W1108-  
 JP1108  
 出所 広島海上保安部



★4年451項 瀬戸内海 — 広島湾、厳島南東方 ヨットレース  
 期間 令和4年9月4日の0930~1400  
 区域 3地点を結ぶ線上付近  
 (1) 34-11-33N 132-16-49E  
 (2) 34-17-00N 132-21-10E  
 (3) 34-18-22N 132-20-49E  
 備考 (1) 区域(1)及び(3)に浮標を設置  
 (2) 警戒船を配置  
 海図 W1112B-JP1112B-W1113-W142-  
 JP142  
 出所 第六管区海上保安本部



★4年452項 瀬戸内海 — 広島湾、倉橋島西岸 灯台復旧  
 六管区水路通報4年31号437項削除  
 名称 伝太郎鼻灯台  
 位置 34-06.5N 132-26.8E  
 海図 W142-JP142-W1108-JP1108  
 参照書誌 411 4789番  
 出所 呉海上保安部



★4年453項 瀬戸内海 — 大島瀬戸、柳井港 航泊禁止区域設定

期 間 令和4年8月22日(予備日23日)の2000~2100

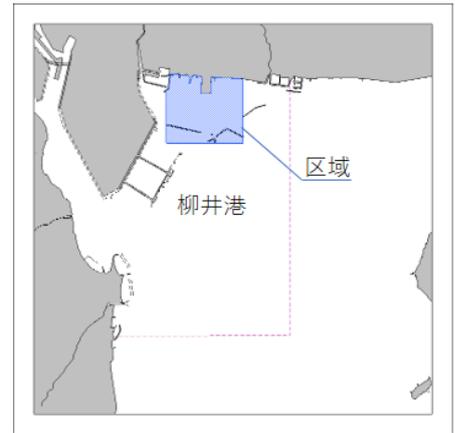
区 域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 33-57-23.5N 132-08-16.5E(岸線上)
- (2) 33-57-05.0N 132-08-16.5E
- (3) 33-57-05.0N 132-07-50.0E
- (4) 33-57-20.0N 132-07-50.0E(防波堤上)

- 備 考 (1) 花火大会が開催されるため、花火大会関係船舶及び柳井港を発着する定期旅客船を除き、船舶の航泊を禁止する
- (2) 警戒中の巡視船艇及び海上保安官から指示があった場合は、これに従うこと
- (3) 警戒船を配置

海 図 W152-W163

出 所 柳井港長公示第1号(令和4年8月12日)



★4年454項 瀬戸内海 — 徳山下松港、第1区 航泊禁止区域設定等

六管区水路通報4年30号421項、31号440項関連

1. 航泊禁止区域設定

期 間 令和4年8月28日0700~30日1840

区域1 5地点により囲まれる区域

- (1) 34-02-24.0N 131-47-17.0E
- (2) 34-02-30.5N 131-47-02.0E
- (3) 34-02-15.5N 131-46-53.5E
- (4) 34-02-11.0N 131-47-05.5E
- (5) 34-02-14.0N 131-47-11.5E

- 備 考 (1) 海難船舶の引揚げ作業が行われるため、船舶の航泊を禁止する(当該作業に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く)

(2) 期間中は、警戒船が配備される

(3) 区域1(2)及び(3)の位置は、灯火(黄色4秒1閃)及び俵ブイ(オレンジ色、直径0.6m、長さ1m)で明示されている

(4) 区域1(1)と(2)及び(2)と(3)を結ぶ線上に、灯火(黄色4秒1閃)及び俵ブイ(オレンジ色、直径0.6m、長さ1m)が設置されている

(5) 区域1(3)と(4)を結ぶ線上に、徳山下松港徳山第5号灯浮標が存在する

2. 起重機船錨泊

期 間 令和4年8月27日、28日

区域2 34-02-28N 131-46-43Eの地点を中心とする  
半径140mの円内

海 図 W1106-JP1106

出 所 徳山下松港長公示第4号(令和4年8月18日)、徳山下松港長



★4年455項 瀬戸内海 — 徳山下松港、第3区 浮標移設等

移設後位置 33-59-10.6N 131-45-13.4E

備考 海図図載(33-59-10.4N 131-45-14.1E)の黄色塗やぐら形浮標は、黄色灯付黄色塗円すい形に変更のうえ、上記位置に移設された

海図 W1133B-W1133C-JP1133C-W126-JP126

出所 徳山海上保安部

